

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を適用します。

### 記

#### 1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：24市町村（12月9日時点）

（青森県：12市町村）

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、  
上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、  
三戸郡階上町

（岩手県：12市町村）

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、  
下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

#### 2. 特別措置の内容

##### （1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2025年11月分（支払期日が2025年12月8日以降のものに限りません）、12月分、2026年1月分および2月分電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長します。

##### （2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6ヶ月間に限り受けません。

##### （3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2026年6月末日までは受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

#### 3. その他

- （1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」等をご提出いただくことがあります。
- （2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上